

各位

会 社 名 キリンホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 磯崎 功典

(コード番号 2503)

本社所在地 東京都中野区中野四丁目 10 番2号

問合せ先 コーポレートコミュニケー 堀 伸彦

ション部長 (03-6837-7015)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の当社第183回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、長期経営構想「キリングループ・ビジョン 2027」に基づき、ヘルスサイエンス分野における事業の立ち上げ・育成を行ってまいりました。今後、同事業の拡大・成長を推進していくにあたり、当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第15条を変更するとともに、これらの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 取締役及び監査役に広く適切な人材を招聘することのできる環境を整備し、取締役及 び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役(業務執行取 締役等である者を除きます。)及び監査役との間で責任限定契約を締結することがで きるよう、定款第28条及び第38条の一部を変更するものであります。なお、定款第 28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日: 2022 年 3 月 30 日 (予定)定款変更の効力発生予定日: 2022 年 3 月 30 日 (予定)

以 上

	(下線は変更部分であります。
現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の各号の事業を営む会社(外 国会社を含む。)、組合(外国における組合に相 当するものを含む。)その他これに準ずる事業体 の株式又は持分を所有することにより、当該会 社等の事業活動を支配・管理することを目的と する。	(目的) 第2条 (現行どおり)
(1)~(5) (条文省略) (新 設)	(1)~(5) (現行どおり)(6) 健康に関連する商品の製造販売及びサービ スの提供
<u>(6)∼(15)</u> (条文省略)	(7)~(16) (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削)除)
· <u>···································</u>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取 締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令 の限度において免除することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新 設)

(新 設)

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議によって、監査役(監 査役であった者を含む。)の責任を法令の限度に おいて免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<u>附 則</u>

- 1.変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下施行日という。)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会につい ては、変更前定款第15条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)はなお効 力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又 は前項の株主総会の日から3か月を経過した日 のいずれか遅い日後にこれを削除する。